

託送料金※¹の見直しを反映した新たな電気料金について

平素より、当社の電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。また当社が目指す、「電気の地産地消」へのご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、レベニューキャップ制度※²に対応するために、九州電力送配電株式会社が2023年4月1日より新たな託送料金を設定することになりました。この託送料金の見直しを受け、当社の2023年5月分ご請求から新たな電気料金単価へ変更させていただきますことをご知らせいたします。

なにとぞ、ご理解いただきますとともに、今後とも変わらぬご愛顧のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※1 託送料金

託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するものであり、経済産業大臣の認可が必要です。新規参入する小売電気事業者だけではなく、既存の大手電力会社の小売部門が送配電網を利用する際にも、各社が販売した電気の量に応じて託送料金を負担します。

※2 レベニューキャップ制度

レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者は、国の策定する指針に基づいて、一定期間（規制期間）に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積もった収入上限について国の承認を受け、その範囲で柔軟に託送料金を設定することとされています。

1. 実施時期

2023年5月1日以降のご使用分から（5月分ご請求から）

2. 新たな電気料金単価

※個別にてご案内

3. 上記内容等に合わせて電気需給約款（高圧）を令和5年5月1日に変更

【電気需給約款の掲載サイト】 <https://miyama-se.com/document>

4. 見直し前後の託送料金平均単価（税抜）

	見直し前	見直し後
高圧	3.99円/kWh	4.60円/kWh

※九州電力送配電株式会社のホームページより

【お問合せ】



みやま
スマートエネルギー

コールセンター(通話無料) : 0120-173-804

ショールーム(地域営業部) : 0944-88-9379

みやまスマートエネルギー株式会社

〒835-0023 福岡県みやま市瀬高町小川15-1

<https://miyama-se.com/>